



2018年 9月20日
第24号

JR東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集 情宣部

横地申第3号

『事務業務の再構築』に関する基本申し入れ

団体交渉行う！！①

地本業務部は9月20日に「事務業務の再構築」に関する基本申し入れの団体交渉を行いました。議論した内容は以下の通りです。

1、今後の事務の将来展望を示し組合員の不安解消につとめること。あわせて施策実施時の社員数、事務センターの体制を示すこと。

より効率的で生産性の高い業務執行体制を構築していく。また、業務運営上必要な要員は配置していく。

<組合>10月1日より発足する「総合事務センター」(仮称)の体制について示すこと。

<会社>フロアを二分化し、半分は休憩・作業・接客スペースを設け休憩(食事)スペースには概ね8名~10名程度が座れるスペースを設ける。また3つのチーム(総務・乗車証、給与、厚生)に分けて、1つの島に8つ程度のテーブルを準備する考えである。

2、施策の主旨及び取扱いの変更点等を理解してもらえるように、全社員対象の説明会をおこなうこと。あわせてマニュアル等を整備すること。

必要な周知は行っていく。

<組合>運輸職場をメインとして、職場での事務担当社員の負担や関係社員への負担の無いように、周知方について示すこと。

<会社>9月19日に通達が出されたので、乗務員に関してはマニュアルやタブレットで配信する考えである。また、担当社員への説明は現場管理者から説明することとなる。

<組合>共有のパソコンでは台数に限りがあるが、今後の増備等の計画はあるのか。

<会社>今後、必要に応じて増備を検討していく考えである。

<組合>総合事務センター(仮称)に社員が入館する際に社員への周知について示すこと。

<会社>必要に応じて書面等で関係社員には周知していく考えである。

3、施策の実施を通じて、取扱い誤り等が多く発生する懸念もあることから責任の所在をはっきりさせること。また問題が発生した際は、再発防止に努め原因究明をおこなうこと。これによる見せしめ的な教育は行わないこと。

必要な対策は実施していく。

<組合>以前に運車職場で発生した、超勤の不払いなど担当者が一人で抱えていた背後要因があったので、全体でフォローできる体制をつくること。

<会社>労働時間管理などは最終的には管理者の責任となるが、発生させないための未然防止できる体制を構築していく考えである。

<組合>年末調整などの取扱いはどのようになるのか。

<会社>現行の取扱いと変わらず、大切な作業となるので箇所ごとに配布して集約する形となる。

②につづく・・・